

九州経済産業局における法令違反への対応状況(2018年度)

2019年4月
九州経済産業局
製品安全室

経済産業省では、製品安全4法(注)の適正な執行を図るため、規制対象の製品について、試買テスト及び立入検査により法令遵守状況の確認を行うとともに、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供及び自治体(都道府県・市)の立入検査等にも対応して確認を行っております。

これらにより法令違反の疑いが認められた場合は、事実関係について調査を行い、その結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止の指導を行うとともに、必要な行政措置又は法的措置を行っております。

(注)製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

1. 概要

九州経済産業局が2018年度に対応した法令違反事案において、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反の1事業者に対して、産業部長名による文書注意を行ったところです。(以下2. 参照)

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反(経済産業局長名による文書注意(嚴重注意))についての該当事案はありませんでした。

2. 個別の事案(産業部長名による文書注意)

【電気用品安全法(電安法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 A】 ○電気冷蔵庫 ○電気洗濯機 ○テレビジョン受信機	(独)製品評価技術基盤機構の立入検査報告	・自主検査記録の未入手・未保存 ・不適正表示での販売	・全ての販売先を特定。不具合等発生の際には、当該事業者にて責任をもって対応。 ・再発防止措置の実施。

(注)電安法の場合、◇印は「特定電気用品」であることを、また、○印は「特定電気用品以外の電気用品」であることを表します。